

一步前進！春闘交渉



発行所
青森県教職員組合
青森市橋本一丁目2-25
TEL 734-7279
FAX 777-1440

2024. 7. 12
1929号



県教組



県教委

5月13日、組合と県教育長との交渉が行われました。組合から5名、県教委からは各課長の他、今年度から新たに教育政策課長が出席しました。50分という短い交渉時間の中で現場の状況を訴えました。県教委からは、いつもの型どおりの回答がほとんどでしたが、未配置問題については、前向きな回答がありました。

*紙面の都合上、割愛して掲載しますが、青森県教組のホームページに全内容をアップしておりますので、詳しくはそちらをご覧ください。

★未配置の解消について

教職員課長

総合学校教育センターに研究員を16人配置しているが、教員不足の現状を考慮して、今年度と来年度の2ヶ年で10人の減を予定している。また、指導主事や社会主事等についても配置の見直しを検討していく。



大変良いことだ。学びたいという意欲のある先生には



申し訳ないが、現場が足りない状況なので現場で活躍していただきたい。指導主事の配置も見直すということなので、要求が少し前進できたと思う。

ペーパーティーチャールの採用も進んでいるようだが「授業をもたない」「数だけ合わせても仕事量が減らない」「その方への対応でかえって大変。」等、現場では新たな課題が出ている。



人がいないというよりも「やめる人が多い。」方が問題ではないのか。「もうやめたい。」という声を多く聞く。やめる人を減らすことに力を注いだ方が、未経験の人を採用するより大切ではないか。そういう施策を進めていただきたい。

★賃上げ・一時金・手当

福利課長

公務員と民間は違う。県教委は交渉する立場にない。人勧とはそのためにある制度。組合の要求については、機会を捉えて人事委員会に伝えていきたい。



県教委は人を確保できなくて困っていますよね。人を確保するための方策を人事委員会と話し合ってください。「組合でこう言ってます。」で終わっちゃだめですよ。

★臨時免許取得に関わる個人負担について

教職員課長

法律で決まっているのは分かっているが、臨時は学校事情で取らされているわけだから、教育委員会で負担するのが筋。料金を後から「手当として支給する。」そういう風にはできないのか。



人が足りない中で、やってくださるだけでもありがたいのに、更にお金まで取るなんて、本当に理不尽なことです。

他県についても調べたがそういう所はない。取得する者が手数料を納めるように規定されている。今の所は考えていないが、どんなやり方があるかは検討していきたい。

★ハイシーズンについて
スポーツ健康課長

ハイシーズンの設定については「生徒や部活動顧問の意志等を踏まえ校長が設定の可否を判断する。」ことを追加した。ハイシーズンの考え方は学校によって違うので校長に適切に判断していただく。



学校長の判断というが、なかなか判断できるもんじやない。周りの学校がやってればやるしかないんですよ。ハイシーズンでも週1日は休むことになっているはずなのに、全然休んでいない中学校の先生方がいっぱいいますよ。

★学校閉庁日について

教育政策課長

閉庁日の拡大に取り組んでいる。昨年「年間5日以上の設定を目標」とする旨を県立学校長及び各市町村教育委員長にもお願いした。教育事務所を訪問時には、学校長に働きかけをしている。

★業務軽減について
学校教育課長

通知表の所見欄は、学校長が判断するものと考えているが、業務軽減の観点から、見直しも含め働きかけていく。指導要録も文科省通知で「総合所見及び指導上参考となる諸事項の記載事項を必要最小限に留める」とあるので、市町村教育委員会に働きかけていく。

第113回
県教組
定期大会



6月22日午後から県教組の定期大会が行われました。(午前は専門部の総会)

執行部、各支部の代議員、オブザーバーの28名が参加。総括、方針、予算決算について話し合いがもたれました。

総括、方針に関わって、現場の様子がたくさん報告されました。



新しい部活動の指針が出たがQ&Aの「専門外の部活動の顧問になった場合に留意すること」の中に「講習会・研修会に積極的に参加し、指導力を高める。」と書いているが、各競技団体が主催する講習会や研修会は、平日に開催してないし、それへの参加費等は誰が負担?という疑問が残る。青年部の要求として出していきたいが、昨年度は県教委が交渉してくれなかったため、本部と連携して取り組んでいきたい。



私たちの仕事は、学校で子どもを育てること。だから嫌な部活も引き受けがなければいけない。がまんすることに慣らされてしまっているけど、今は「これやるんだつたら辞めます。」という時代。新しい学校を創るチャンスかも知れない。それには、組合員になることが大切。攻撃を受けず、言いたいことが言え、自由な実践をするために。



県教委に長年訴えてきた「パワハラ的要綱の改正」が前進した。昨年度の教育長交渉でもかなり強く迫った。教育長が女性であることや教育畑出身でないことも改正の一因かも知れないが、しゃべり続けることの大切さを感じた。これからも要求を続けていく。

青森県教職員組合



←続きはこちら

